

条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集について

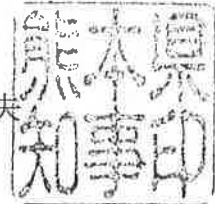
(実施機関諮問)

(別紙1)

管第103号  
平成27年6月5日

熊本県個人情報保護制度審議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について  
(諮問)

熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

- 1 諮問事項  
防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について
- 2 条例上の根拠  
条例第7条第3項第8号(例外的に本人以外から個人情報を収集する場合)
- 3 内容  
別紙のとおり



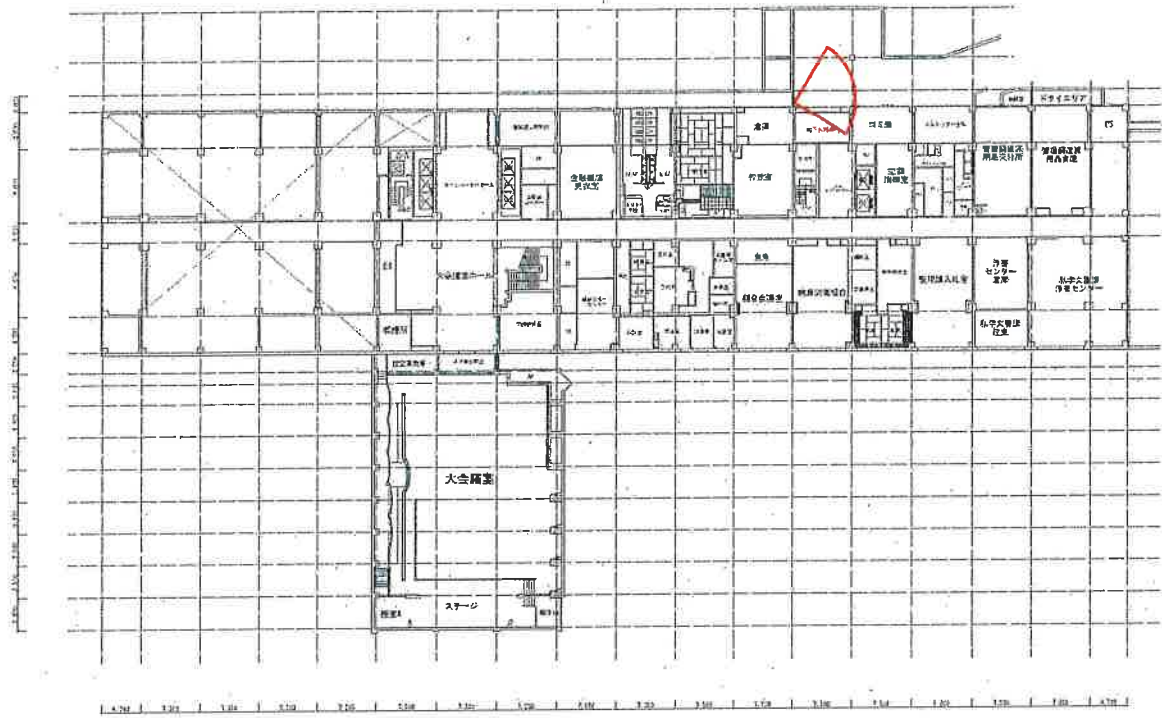
## 防犯カメラ等の設置状況

(所属名： 管財課 )

項 目	内 容
1 設置施設	熊本県庁舎
2 設置の目的	県庁舎及びその敷地内における施設・設備等の保全・維持、安全な利用及び防犯を図ることを目的として、監視カメラを設置する。
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	施設利用者及び施設に出入りする者
5 収集する個人情報 情報の内容	個人が識別できる画像
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>県庁舎及びその敷地は県行政の拠点施設（執務空間）であり、また広く県民も利用できる県民の財産でもある。県行政を停滞させることなく庁舎を保全・維持し、安全で秩序ある利用を図るためには、庁舎及びその敷地内における事故や事件の未然防止とともに、事故や事件があった場合の早期発見、迅速な対応が強く求められる。</p> <p>このため、巡視員（警備員）の配置とともに、これを補完するものとして、庁舎出入口、ロビー、駐車場等の特に監視が重要と考えられる場所に34台の監視カメラを設置することとしていたが、実際に設計したところ行政棟新館2階出入口（2箇所）、行政棟新館地下1階出入口（2箇所）についてカバーできていない箇所があったことから、4台を増設（合計38台）し対応することが必要となっている。</p>

7 カメラの台数 と設置場所	38台 (行政棟本館：4台、行政棟新館12台(+4台)、 北側駐車場：9台、南側駐車場：10台、敷地内：3台) ※増台分： <u>行政棟新館2階出入口(2箇所)</u> ： <u>行政棟新館地下1階出入口(2箇所)</u>
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 <u>常時録画</u> ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 ハードディスク上に14日程度(都度上書き)
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり ・ <u>なし</u> <ありの場合の提供先>  (2) 異常事態発生時 <u>あり</u> ・ なし <ありの場合の提供先> 県警東警察署(要請があった場合)
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	<u>あり</u> ・ なし
11 その他の特記 事項	





行政棟本館地下1階

工事名称 国土庁庁舎新築工事(国土庁本館)新築

図面名称 行政棟本館 地下1階平面図

大宮設計事務所

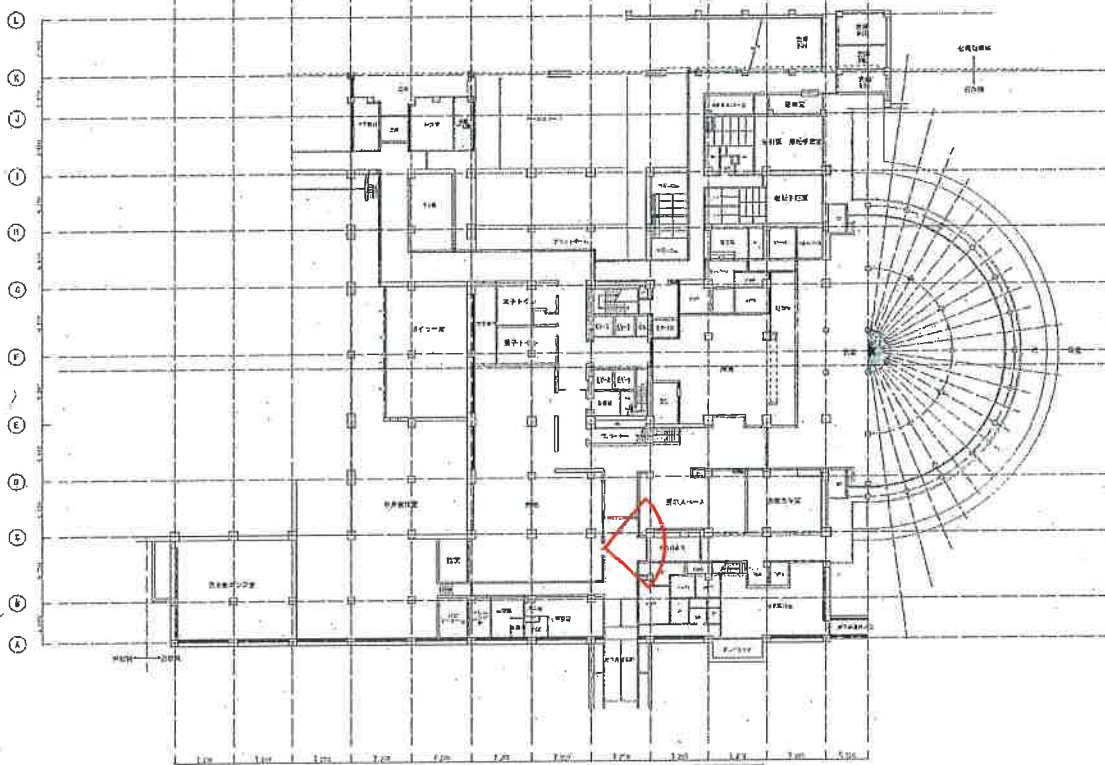
〒300-8585 茨城県水戸市大宮1-1-1  
TEL 0286-221111 FAX 0286-221112

1/50

10

10

10



行政棟新館地下1階

工事名称 国土庁庁舎新築工事(国土庁本館)新築

図面名称 行政棟新館 地下1階平面図

大宮設計事務所

〒300-8585 茨城県水戸市大宮1-1-1  
TEL 0286-221111 FAX 0286-221112

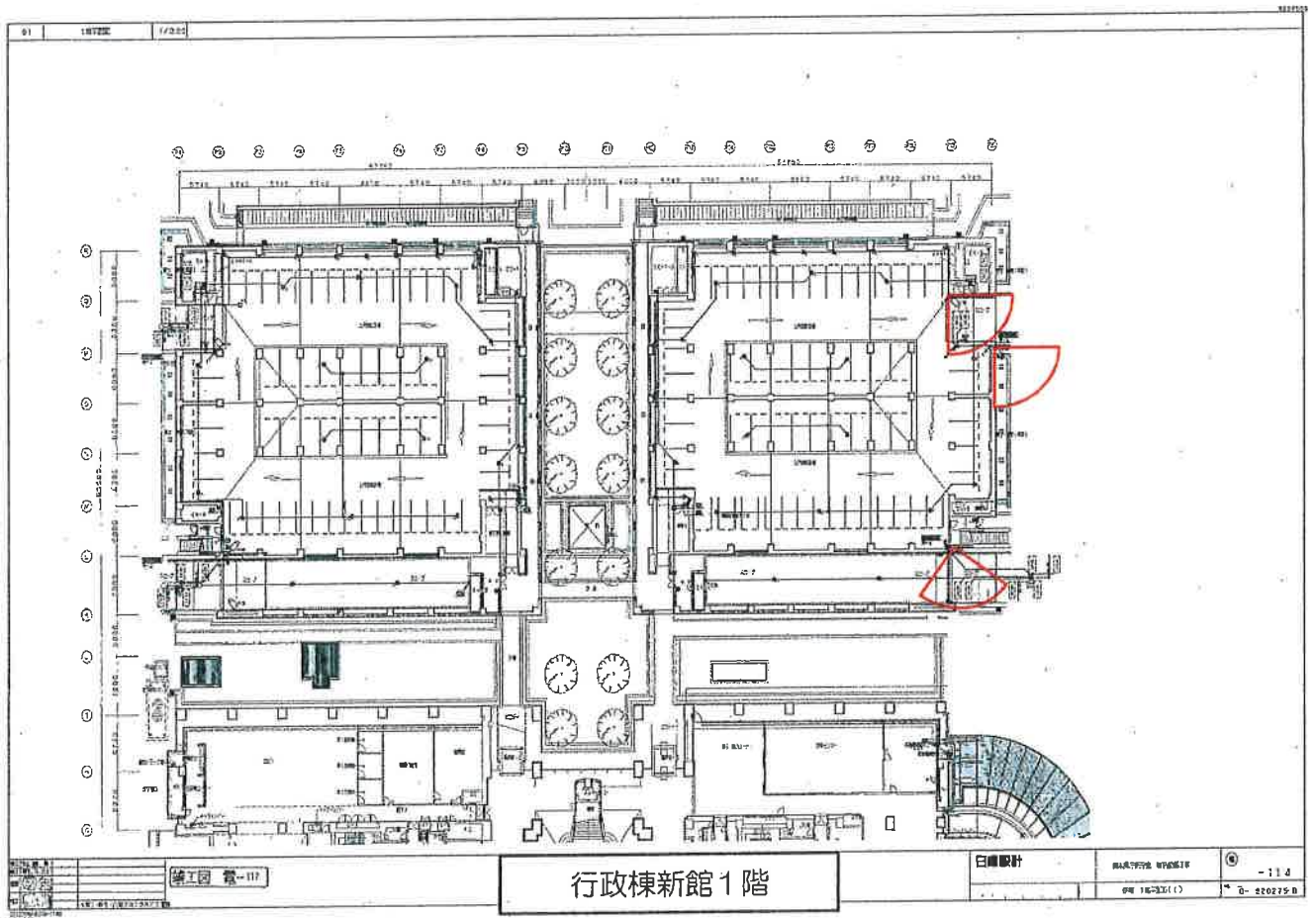
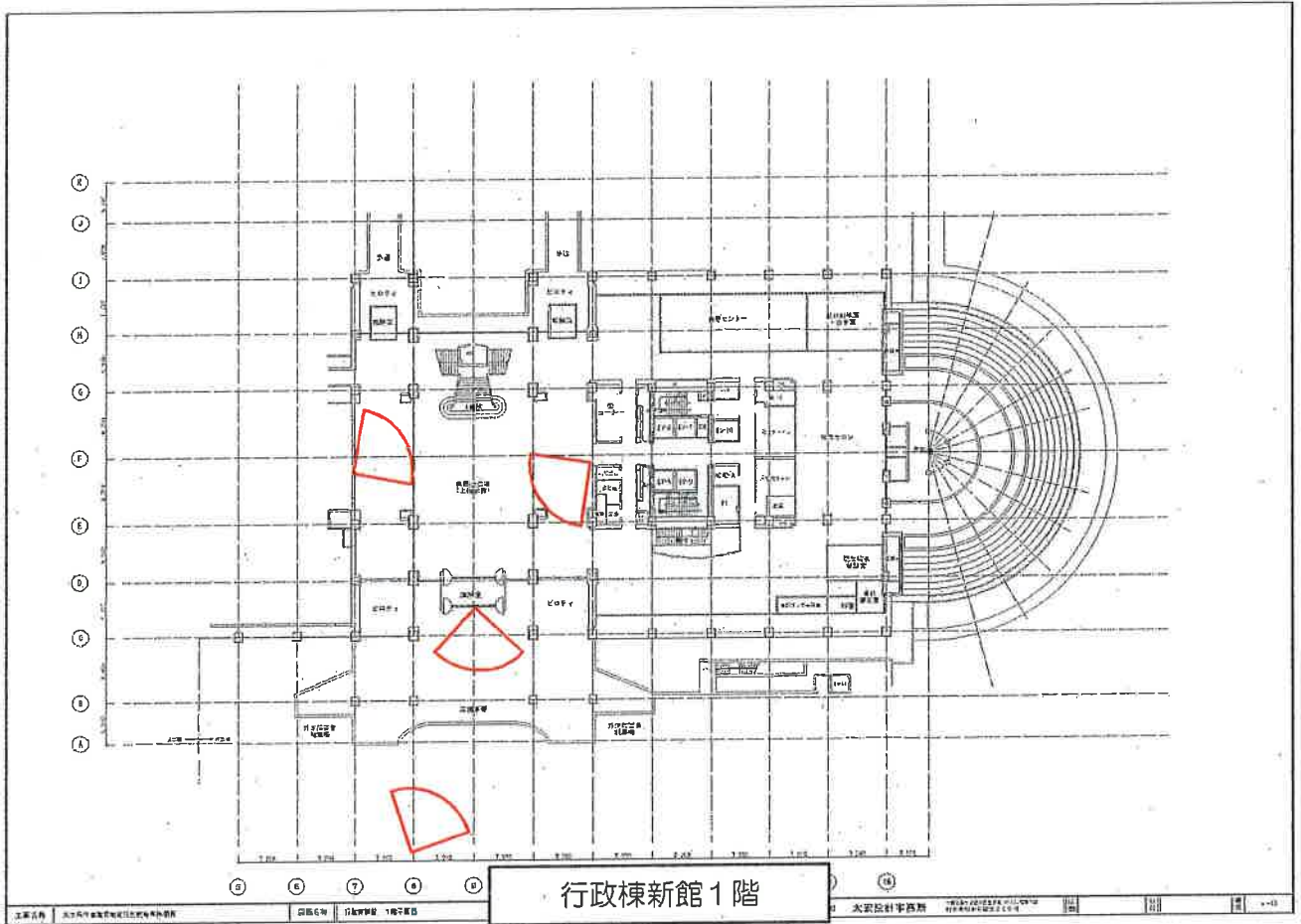
1/50

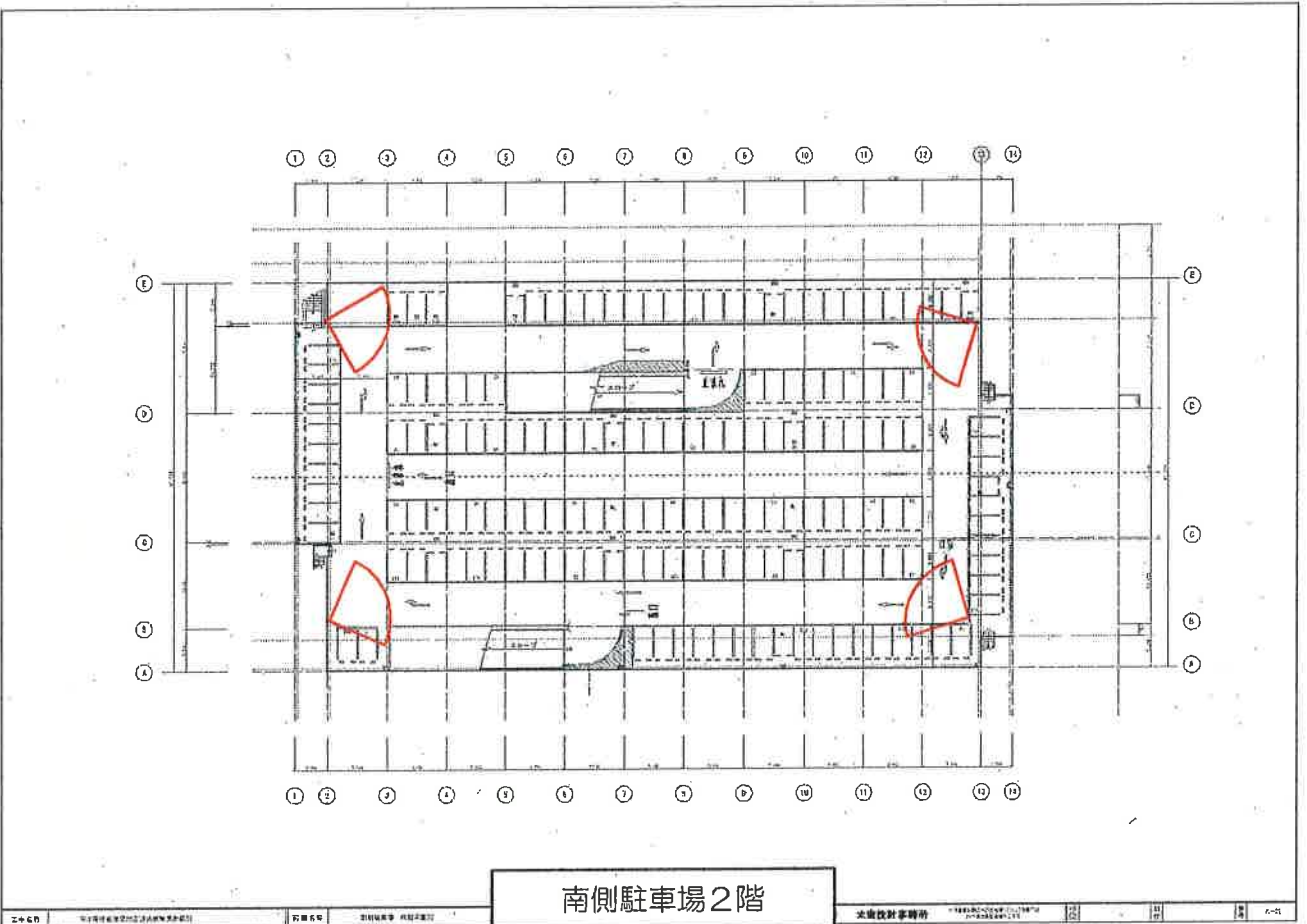
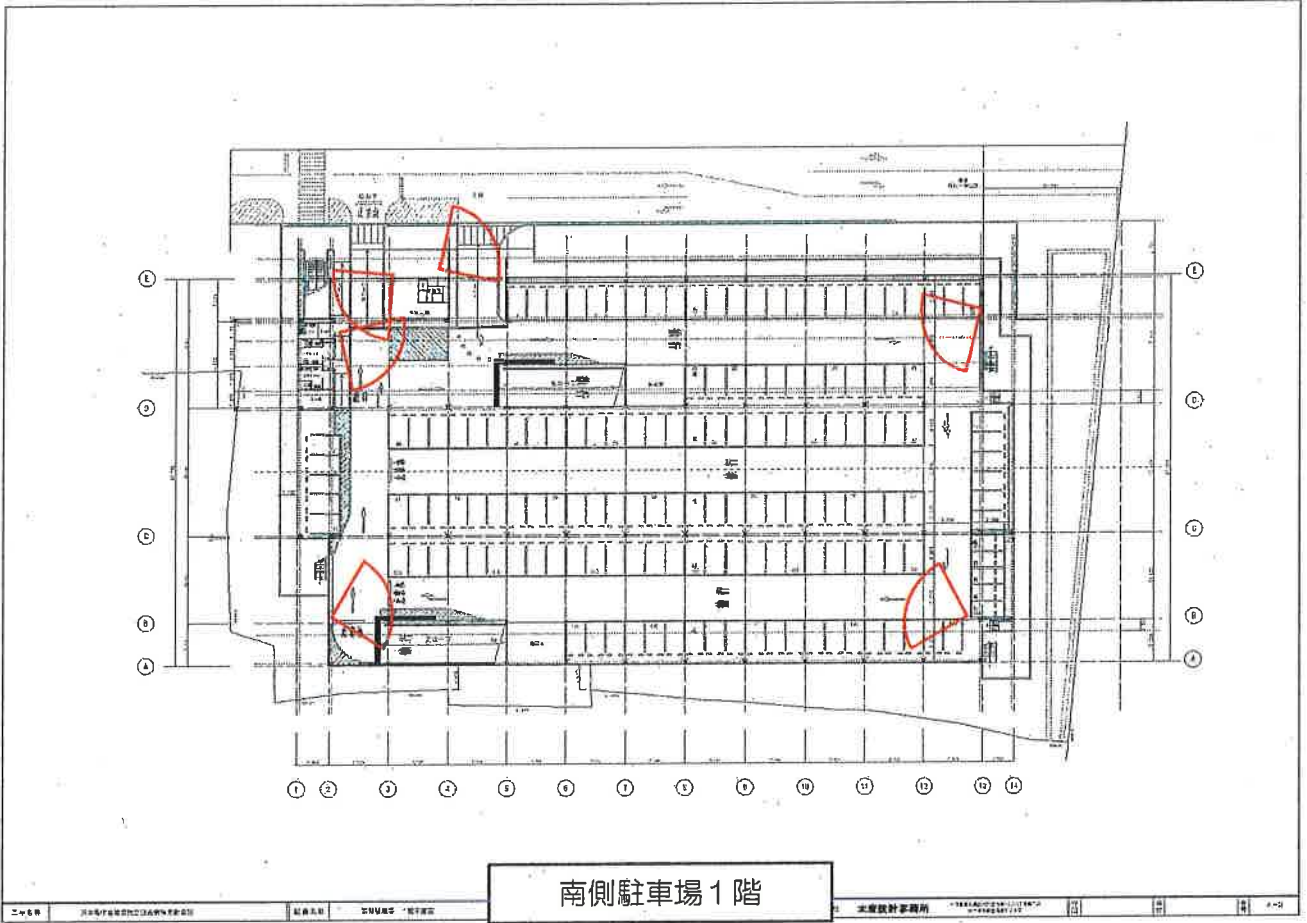
10

10

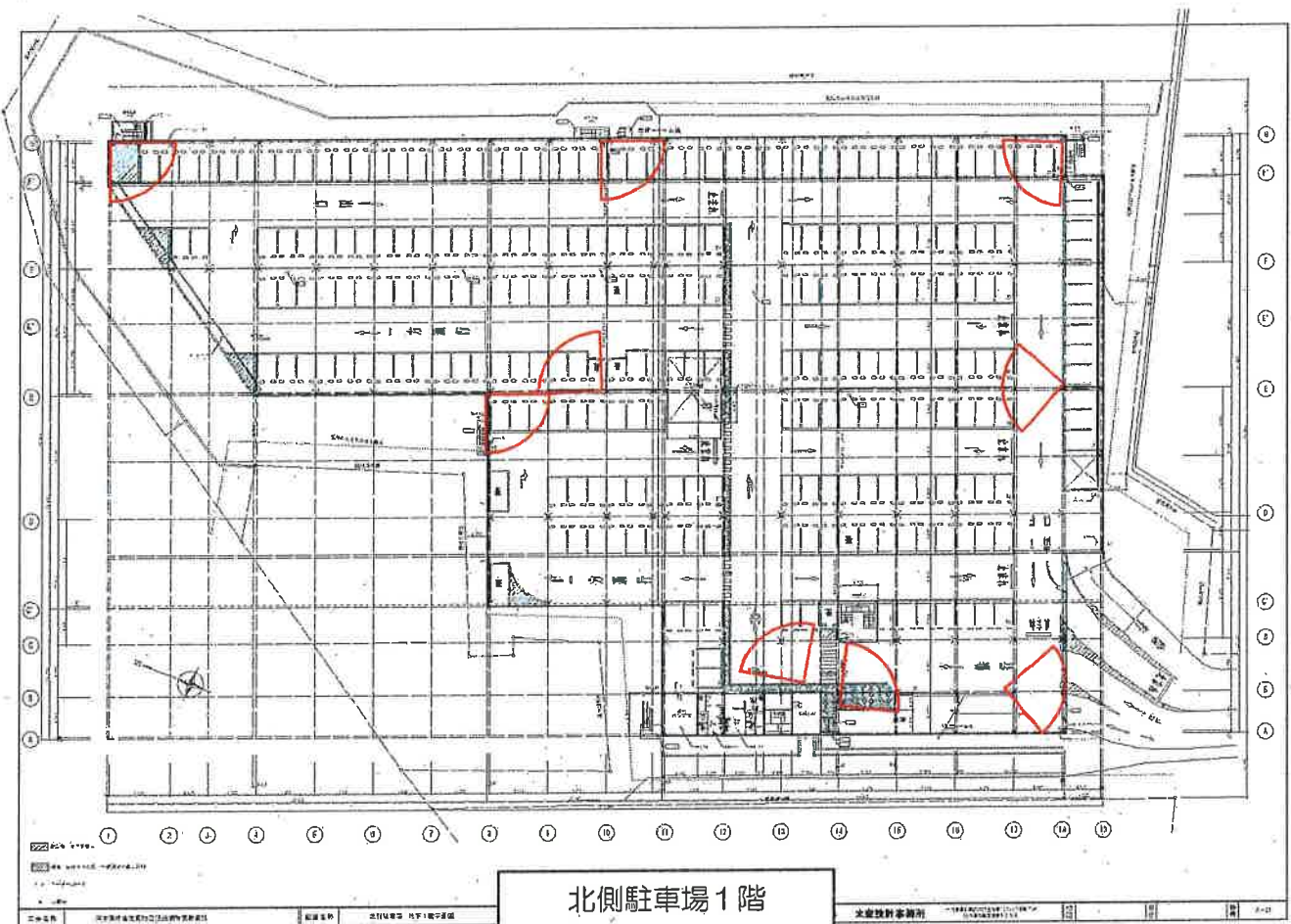
10











北側停車場 1階

## 熊本県庁舎監視カメラ等の管理に関する要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県庁舎及びその敷地内に設置する監視カメラ、監視モニタ及び録画装置等（以下「カメラ等」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

### 2 カメラ等の設置目的

カメラ等は、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

### 3 設置場所等

#### (1) 設置場所、台数等

監視カメラは、熊本県庁舎及びその敷地内の次の場所に設置する。

敷地出入口：3台、行政棟本館：4台、行政棟新館：12台

北側駐車場：9台、南側駐車場：10台

#### (2) 撮影対象

カメラ等により撮影する対象は、施設及びその敷地に入出入りする者等とする。

#### (3) 撮影時間

カメラ等により撮影する時間は、終日とする。

#### (4) 録画

カメラ等により撮影した映像は、録画装置に記録し、保存するものとする。

### 4 責任者の指定

カメラ等の管理責任者は、管財課長とする。

### 5 録画した映像の管理方法

#### (1) 保管場所

録画装置に保存された映像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる執務室内に保管するものとする。

#### (2) 保存期間

画像の保存期間は、14日間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

#### (3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者が特に必要と認めた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

#### (4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

### 6 設置の表示

監視カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「監視カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

### 7 画像の提供

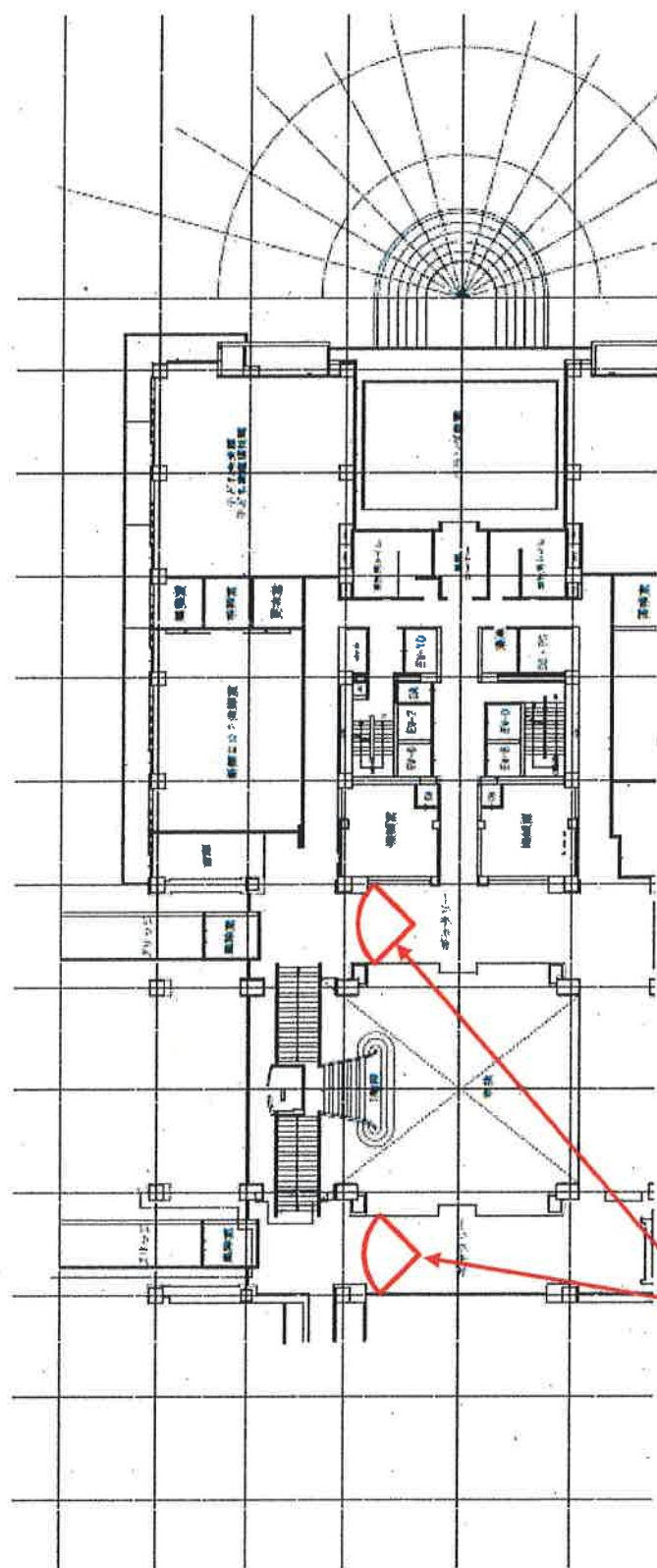
管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

### 8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラ等の管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

### 9 附則

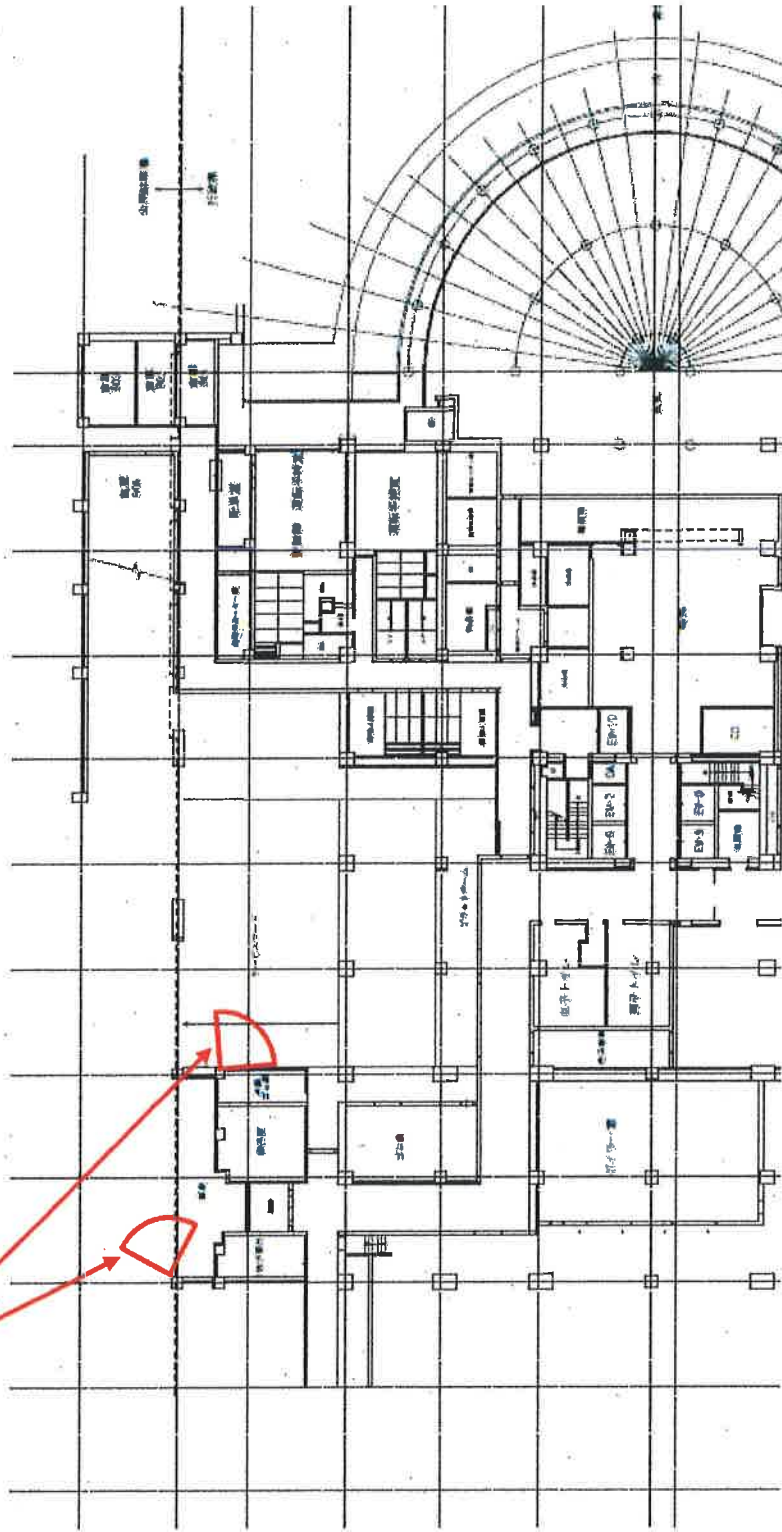
この要項は、平成 年 月 日から施行する。



行政棟新館2階

増設カメラの  
設置予定位置

増設カメラの  
設置予定位置



行政棟新館地下1階